

(仮称)函館市暴力団の排除の推進に関する条例（素案）

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、ならびに市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民および事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保および社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民生活および事業活動に対する暴力団の介入を防止し、ならびにこれにより市民生活または事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活および事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないことおよび暴力団を利用しないことを基本として、市、市民および事業者、北海道その他の関係機関ならびに関係団体の相互の連携および協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民および事業者、北海道、

北海道警察その他の関係機関ならびに関係団体と密接な連携を図るものとする。

3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、北海道または北海道警察に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、暴力団の排除に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民および事業者（以下「市民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市または北海道警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務等に係る措置)

第6条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務または事業（以下この条において「市の事務等」という。）により暴力団を利すこととならないよう、暴力団員等（暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）または暴力団関係事業者（暴力団員等により実質的にその経営を支配されている事業者その他暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する事業者をいう。）を市が実施する入札に参加させないこと等の措置を講ずるものとする。

(公の施設に係る措置)

第7条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されることのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(意見の聴取)

第8条 市は、前2条の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該措置の対象とすべきものであるかどうかについて、

警察署長の意見を聴くことができる。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、市民等が相互に連携を図りながら、暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報および啓発)

第10条 市は、市民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報および啓発を行うものとする。

(青少年に対する指導等に係る支援)

第11条 市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導または助言が市民等により適切になされるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年5月1日から施行する。